

令和4年3月7日		
所 属	ダイバーシティ推進課	議会事務局 総務課
所属長	後藤 真弓	中道 直生
電 話	06-6489-6658	06-6489-6103

ロシアのウクライナ侵攻に対する尼崎市の姿勢について

尼崎市は、ロシアに対し、ウクライナ侵攻を強く抗議するとともに、世界の恒久平和の実現に向けた外交努力を強く求めます。

1 趣旨

令和4年2月24日にロシアがウクライナに軍事侵攻し、民間人犠牲者が増え続ける状況にあります。こうした軍事行動は、1945年10月24日に発効した国連憲章違反であり、ましてや核兵器の使用を示唆した一連の行動は、世界で唯一の被爆国の国民として断じて許すことができません。

尼崎市は、「世界平和都市宣言」及び「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づき、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア軍を直ちに撤退させ、ウクライナ国民の平和と安全を守るべく、ロシアによるウクライナ侵攻へ抗議することを尼崎市議会において決議しました。

尼崎市は「ロシア連邦 ウラジーミル ウラジーミロヴィチ プーチン 大統領閣下」に対し、尼崎市長と尼崎市議会議長の連名で抗議文を提出するとともに、日本赤十字社が行う「ウクライナ人道危機救援金」に対し、支援金を寄付します。

2 尼崎市議会決議内容

別紙1のとおり

3 抗議文

(1) 内容

別紙2のとおり

(2) 提出先

在日ロシア連邦大使館（〒106-0041 東京都港区麻布台 2-1-1）

4 支援金について

尼崎市は、東京2020オリンピックの事前合宿地として、ウクライナの選手団（競泳14名、アーティスティックスイミング19名）を受け入れ、交流を深めてきた経緯から、ウクライナ国民の人道支援を目的として、支援金を寄付します。

(1) 金額

300万円

(2) 拠出先

日本赤十字社

以 上

ロシアによるウクライナ侵攻への抗議に関する決議

ロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権と領土への明らかな侵害であり、国連憲章の原則に反するとともに、国際社会の平和と安全を著しく損なう、到底容認することができない暴挙である。

このような力を背景とした、一方的な現状変更への試みは明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過することはできない。

よって、ここに尼崎市議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に対し厳重に抗議し、即時停戦及び撤退を強く求め、日本国政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密かつ迅速に連携しつつ、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置を実行し、あらゆる外交資源を駆使して、ウクライナの緊張状態の緩和と速やかな平和の実現に全力を尽くすことを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和4年3月7日

尼 崎 市 議 会

ロシア連邦

ウラジーミル ウラジーミロヴィチ プーチン 大統領 閣下

抗 議

このたび、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻、また、核兵器の使用を示唆した一連の行為は、国際社会の平和と秩序を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為であり、厳重に抗議します。

こうした軍事行動により、子どもを含む多くの国民が犠牲となっており、核兵器の使用を示唆したことは、世界で唯一の被爆国の国民として、断じて容認することはできません。

よって、尼崎市は、「世界平和都市宣言」、「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づき、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア軍を直ちに撤退させ、世界の恒久平和の実現に向けた外交努力を強く求めます。

2022年 3月 7日

日本国 兵庫県 尼崎市長 稲村 和美

日本国 兵庫県 尼崎市議会議長 前迫 直美